

大山町人権・同和教育に関する 意識・実態調査票

令和2年11月

大山町

ご記入にあたってのお願い

- この調査票は無記名ですので、お名前を記入していただく必要はありません。
- 封筒のあて名の方、ご本人がお答えください。
- 質問の回答は、当てはまる選択肢の番号を○で囲んでください。
また、選択肢の「その他」に○をされた方は、()の中に具体的な内容を記入してください。
- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、
11月30日(月)までに、郵便ポストへ投函してください。(切手は不要です)
- この調査について、ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

〒689-3223 大山町茶畑1077-3
大山町役場 福祉介護課 人権推進室
電 話 (0859) 54-2286
ファックス (0859) 54-2413

《このアンケートの文章ぶんしょうを読むことがよむずかしい方へ》

ご家族や親しい方などに代読かぞくしてしたもらって、お答えかたいただいてもかまいません。

1 生活に関することについて

(1) あなたは、日頃の生活の中で、どの程度充実感を感じていますか。

1. 十分充実感を感じている
2. まあ充実感を感じている
3. あまり充実感を感じていない
4. ほとんど(全く)充実感を感じていない

(2) 現在、日常生活の中で、あなたが悩みや不安、疑問を感じているのは、どのようなことについてですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

1. 出産や子育てに関すること
2. 自分や家族の健康と医療に関すること
3. 家族の介護や福祉に関すること
4. 今後も仕事や年金などによる安定した収入が得られるか
5. 災害などの緊急時における避難体制(態勢)
6. 個人情報の漏洩^{ろうえい}やプライバシーの侵害に関すること
7. 学校、職場、地域での人間関係
8. 家庭や隣近所におけるDV*¹や虐待
9. 食の安全や環境破壊に関すること
10. 地域や職場において、女性や障がいのある人、在住外国人などの参画が進んでいないこと
11. 高齢者や障がいのある人などの社会参加に関すること
12. 身近に悩みや困りごとを相談できる人がいない
13. 特にない
14. その他()

*1 DV:ドメスティックバイオレンス配偶者やパートナーに対する男女間の暴力(精神的なものなどを含む)

(3) (新型コロナウイルス感染症のまん延より^{まえ}前)現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。

1. 大変苦しい
2. やや苦しい
3. 普通
4. ややゆとりがある
5. 大変ゆとりがある

(4) (新型コロナウイルス感染症のまん延より^{あと}後)現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。

1. 大変苦しい
2. やや苦しい
3. 普通
4. ややゆとりがある
5. 大変ゆとりがある

(5) 最近、経済的な理由で、必要なものが買えなくて困ったことがありますか。

1. よくある
2. たまにある
3. あまりない
4. ほとんど(全く)ない

(6) あなたはこれまで経済的な理由で、進学をあきらめたことがありましたか。

1. あった
2. なかった

(7) (6)で「1. あった」と答えられた方にお伺いします。1年間にどれくらいの支援があれば進学できましたか?(できそうですか?)

1. 20万円未満
2. 20～50万円
3. 50～100万円
4. 100万円以上

(5) 人権に対する考え方について、それぞれ当てはまる数字に○をつけてください。

	そう思う	まあ そう思う	どちらと もいえな い	あまり そう思わ ない	そう思わ ない
①あなたの人権は守られている	5	4	3	2	1
②部落問題についてよく知っている	5	4	3	2	1
③部落問題はほぼ解消されている	5	4	3	2	1
④結婚のときに身元調査するのはやむをえない	5	4	3	2	1
⑤差別だ、差別だ、と騒ぎすぎる人が多い	5	4	3	2	1
⑥差別される人にも、それだけの理由がある	5	4	3	2	1
⑦さまざまな人権問題が話題になるが、自分とは関係のないことだ	5	4	3	2	1
⑧子育て中の女性には、出張が必要となるような仕事を担当させるべきではない	5	4	3	2	1
⑨障がいのある人が困難を経験するのは、周りの環境や制度などが障がいのない人(多数派)に合わせて作られているからだ	5	4	3	2	1
⑩保護者が子どものしつけのために、叩いたり怒鳴ったりすることは、ある程度は仕方がない	5	4	3	2	1
⑪子どもの問題を家庭だけの責任にするのではなく、公的な支援も必要だ	5	4	3	2	1
⑫高齢者の人権や命が軽んじられたりする風潮に不満がある	5	4	3	2	1
⑬外国人が増えると治安が悪くなる	5	4	3	2	1
⑭日本で暮らす外国人が、母国の言葉や文化を大切にすることを尊重するべきだ	5	4	3	2	1
⑮ハンセン病*3 回復者に対して、宿泊施設、店舗等への入店や利用を拒否することがあってはならない	5	4	3	2	1
⑯インターネット上の掲示板などに他人の個人情報や悪口を書き込むと人権の侵害になる	5	4	3	2	1
⑰性的マイノリティー*4 が社会的話題になっているが、自分の周りにはいないと思う	5	4	3	2	1

*3 ハンセン病とは「らい菌」に感染することで起こる病気です。非常に感染しにくく、発病することはほぼありません。発病しても適切な治療を行えば治る病気です。

*4 性的マイノリティーとは、「からだの性とところの性が一致しており、異性を好きになるタイプ」に当てはまらない人たちのことです。LGBTQ などと言われることもあります。

(6)この5年間に、あなたは以下のような差別を見聞きしたことがありますか。「ある」に○をされた場合は、その時の状況を簡単に教えてください。

①部落問題に関わる差別 (1. ある 2. ない)

--

②障がい者への差別 (1. ある 2. ない)

--

③性的な事に関わる差別 (1. ある 2. ない)

--

④転入者への差別 (1. ある 2. ない)

--

⑤外国人に対する差別 (1. ある 2. ない)

--

⑥職場での差別、いじめ (1. ある 2. ない)

--

⑦地域での差別 (1. ある 2. ない)

--

⑧家庭内での暴力、虐待 (1. ある 2. ない)

--

⑨その他 (1. ある 2. ない)

--

(7)あなたは、人権問題とのかかわりで、以下の事柄をあきらめたり、変更したりしたことがありますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。またその時の具体的な状況を教えてください。

- | | | | |
|--------|-----------|-------|----------|
| 1. 進学 | 2. 就職 | 3. 結婚 | 4. 人付き合い |
| 5. 引越し | 6. その他() | | |

具体的な状況：

(8)あなたが居住地を選ぶ際に、以下の施設等があることはその場所を避ける理由になりますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1. 焼却場やごみ処理場 | 2. ファッションホテルや性的マッサージを行う店 |
| 3. 障がい者が利用する作業所、学校、宿泊施設 | 4. 学校・保育所 |
| 5. 同和地区 | 6. その他() |

(9)これまで、あるいは現在あなた自身が人権問題で困っていることがあれば教えてください。

3 地域社会とのかかわりについて

(1)現在お住まいの地区はどこですか。

- | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|
| 1. 逢坂地区
<small>おおさか</small> | 2. 上中山地区
<small>かみなかやま</small> | 3. 下中山地区
<small>しもなかやま</small> | 4. 庄内地区
<small>しょうない</small> |
| 5. 名和地区
<small>なわ</small> | 6. 御来屋地区
<small>みくりや</small> | 7. 光徳地区
<small>こうとく</small> | 8. 高麗地区
<small>こうれい</small> |
| 9. 所子地区
<small>ところご</small> | 10. 大山地区
<small>だいせん</small> | 11. わからない | |

(2)現在のお住まいの居住形態を教えてください。

1. 持ち家 2. 借家(戸建て) 3. 借家(集合住宅) 4. その他()

(3)現在のお住まいの居住年数を教えてください。

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| 1. 出生時から | 2. 1年未満 | 3. 1～5年未満 |
| 4. 5～10年未満 | 5. 10～20年未満 | 6. 20年以上 |

(4)近所づきあいは、どの程度行っていますか。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. よく付き合っている | 2. ある程度付き合っている |
| 3. あまり付き合っていない | 4. 全く付き合っていない |

(5)あなたが何か困ったとき、次の人に相談をしたり支援を求めたりすることが、どの程度しやすいですか。下の表について、あてはまる数字に○をつけてください。

	しやすい	どちらかとい うとしやすい	どちらとも いえない	どちらかとい うとしにくい	しにくい (いない)
家族	5	4	3	2	1
親戚	5	4	3	2	1
近隣の住人	5	4	3	2	1
職場の仲間	5	4	3	2	1
その他の友人	5	4	3	2	1
行政機関	5	4	3	2	1
教育・福祉等 専門家	5	4	3	2	1

4 あなた自身のことについて

(1)性別 1. 女 2. 男 3. その他 4. 答えたくない

(2)年代 1. 10 歳代 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代 5. 50 歳代
 6. 60 歳代 7. 70 歳代 8. 80 歳代以上

(3)あなたの職業を教えてください。

1. 学生 2. 主婦(夫) 3. 無職 4. 自営業
5. 会社員 6. 公務員 7. 教員 8. その他()

(4) (3)で5～7と回答された方は、現在の雇用形態について教えてください。

1.常勤 2.非常勤 (パート・アルバイト等)

(5)昨年度のあなた自身のおおよその総年収(税込年収)を教えてください。

1. 100 万円未満 2. 100～200 万円未満 3. 200～300 万円未満
4. 300～400 万円未満 5. 400～500 万円未満 6. 500～600 万円未満
7. 600～700 万円未満 8. 700～800 万円未満 9. 800～900 万円未満
10. 900～1000 万円未満 11. 1000 万円以上 12. わからない

(6)昨年度のご家庭全体のおおよその総年収(税込年収)を教えてください。

1. 100 万円未満 2. 100～200 万円未満 3. 200～300 万円未満
4. 300～400 万円未満 5. 400～500 万円未満 6. 500～600 万円未満
7. 600～700 万円未満 8. 700～800 万円未満 9. 800～900 万円未満
10. 900～1000 万円未満 11. 1000 万円以上 12. わからない

(7)生計を同じくしているご家族のすべてに○をつけてください。子ども数、および合計数をお書き下さい。

1. 配偶者(事実上、婚姻の関係にある人や同性のパートナーも含みます)
2. 子ども(乳幼児 _____人、小学生_____人、中学生 _____人、高校生_____人、その他_____人)
3. 実父 4. 実母 5. 義父 6. 義母
7. 兄弟姉妹()人 8. 孫()人
9. 子の配偶者 10.その他() 合 計()人

(8)あなたの最終学歴を教えてください(在学中を含む)。

1. 中学校 2. 高等学校 3. 専門学校
4. 短期大学 5. 4年制大学 6. 大学院 7. その他()

質問は以上です。長時間ありがとうございました。

【別冊】意識・実態調査票における質問の意図

今回の調査は、町民の皆さんの人権に対する意識を調査する「意識調査」に加えて、経済的な課題も引き出すため簡易的な「実態調査」の要素も取り入れていますので、この資料も参考にご回答ください。

◆設問1の(6)と設問2の(7)を設けた背景

次の交付金や奨励金は、同和対策事業や障がい福祉施策の一環として行っており、将来有望な人材が埋もれてしまうのを防いできました。一方で、同和地区や障がい者の方に限らず、経済的な理由により進学や就職のハードルが高い家庭も増えてきています。

町では、これまでの同和対策事業や福祉施策としての取組みをそのまま継続すべきか、それとも一般的な進学・就職支援策として新たに制度を構築すべきかという判断材料の一つとして、この質問を用意することとしました。

○大山町進学奨励交付金

この交付金は、町内の同和地区に住んでいる高校生などのうち、経済的な理由により修学が困難な学生に対し、修学の途を開くことを目的に交付しています。

1 支給対象者

下記の要件をすべて満たす人が対象です。

- (1) 町内の同和地区居住者であること
- (2) 高校、大学、専修学校に在学する者であること
- (3) 鳥取県育英奨学資金又は日本学生支援機構奨学金の奨学生又は鳥取県専修学校等奨学資金の該当者であること

2 交付額

- (1) 高校生 月額 4,000 円
- (2) 大学生及び専修学校生 月額 5,000 円

3 研修会等への参加

奨励金の交付を受けた者は、社会に有為な人材となる資質を自ら高めるために、自己研修に努めるほか、町長が指定する研修会等に参加しなければなりません。

○大山町特定新規学卒者就職促進奨励金

この奨励金は、就職について特に援助を必要とする身体障がい者の方などに対し、就職の促進と職業の安定を図ることを目的に支給しています。

1 支給対象者

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす人が対象です。

- (1) 次のいずれかに該当する人
 - ア 身体障害者手帳を有する方
 - イ 療育手帳を有する方
 - ウ 社会的事情により就職が著しく阻害されている方（同和地区にお住いの方も含まれます）
- (2) 職業安定所又は職業安定法の規定に基づく学校の紹介により、卒業した月の翌月までに正規労働者として初めて就職された人のうち次のいずれかに該当する方

- ア 中学校又は高等学校を卒業した人（再入校された人は対象外）
- イ 公共職業訓練校の養成課程を修了した人
- ウ 各種学校及び専修学校等を修了した人
- エ その他、町長が特に必要と認めた場合

(3) 保護者又は世帯主が大山町内に住所を有する人

2 奨励金の額

25,000 円（一人につき・1 回のみ）

◆設問 2 の (6) - ①、(8) を設けた背景

見えにくい差別事象の一つとして、同和地区の不動産取引が円滑に進みにくいということがあります。特に価格面における他の地域との格差は未だに埋まっていません。一方で、その他の理由による条件不利地域も存在するなら、そうした地域も含めた対策が必要なのかもしれません。

そこで、差別解消に向けた人権意識の高揚を進めると共に、現に不利益を受けている場合の対策として、次のような制度が適切かどうか、適用範囲がニーズに合致しているかといった検証材料の一つとして、この質問を用意しました。

○大山町地域改善対策に係る固定資産税の減免

この固定資産税の減免は、同和地区の住民について、固定資産税の減免措置を講ずることにより、同和地区内の固定資産税の評価額と実際の事例等との差を補填し、地域改善対策促進に寄与することを目的としています。減免は、申請された方に対して適用されます。

1 適用範囲

対象地域の住民及びその出身者が、対象地域内に所有する固定資産のうち、宅地及び家屋に課税する固定資産税

2 減免基準

- 減額する額は、対象資産の課税標準額の合計額を次の表のとおり区分し、その区分された額に税率（1.4%）と減免率をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額となります。

課税標準額	減免率
200万円以下	42.5%×1/4
200万円を超え400万円まで	22.5%×1/4
400万円を超え700万円まで	12.5%×1/4
700万円を超え1,000万円まで	10.0%×1/4

例：課税標準額が 200 万円の場合の減免額【2,900 円/年】

200 万円×税率（1.4%）＝28,000 円（減免対象税額）

28,000 円×42.5%×1/4（減免率）＝2,975 円（100 円未満切り捨て）